

測量業務標準仕様書 新旧対照表

| 章 | 条 | 項 | 枝番 | 旧条文(令和2年) | 章 | 条 | 項 | 枝番 | 新条文(令和3年1月1日一部改定) | 備考 |
|---|-----|-----|----|---|---|-----|-----|----|--|----|
| 1 | 102 | 31. | | 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 | 1 | 102 | 31. | | 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 (1) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 | |

土質・地質調査業務標準仕様書 新旧対照表

| 章 | 条 | 項 | 枝番 | 旧条文(令和2年) | 章 | 条 | 項 | 枝番 | 新条文(令和3年1月1日一部改定) | 備考 |
|---|-----|-----|-----|---|---|-----|-----|-----|--|----|
| 1 | 102 | 31. | | 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 | 1 | 102 | 31. | | 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 (1) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 | |
| 1 | 109 | 2. | (5) | 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。 | 1 | 109 | 2. | (5) | 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名のうえ主任技術者に提出するものとする。 | |

設計業務等標準仕様書 新旧対照表

| 章 | 条 | 項 | 枝番 | 旧条文(令和2年) | 章 | 条 | 項 | 枝番 | 新条文(令和3年1月1日一部改定) | 備考 |
|---|------|-----|-----|---|---|------|-----|-----|--|----|
| 1 | 1102 | 33. | | 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 | 1 | 1102 | 33. | | 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 (1) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。 | |
| 1 | 1108 | 2. | (6) | (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。 | 1 | 1108 | 2. | (6) | (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名のうえ管理技術者に提出するものとする。 | |